

行政財産使用料及び普通財産貸付料の減免等に係る取扱いについて

千葉市行政財産使用料条例第4条及び千葉市公有財産規則第22条の3の規定による行政財産使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）並びに財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定による普通財産の無償貸付又は減額貸付（以下「減額等」という。）を適用する場合の取扱いについては次ページ以降のとおりとする。

なお、運用に当たっては以下を原則とする。

- ① 行政財産使用料及び普通財産貸付料は原則として有償である。「減免」又は「減額等」（以下「減免等」という。）を行う場合は、使用者の性格や使用の用途、公益性等を勘案し、適正なる根拠をもって決定するものとする。
- ② 営利目的の用途については、減免等を認めないものとする。
- ③ 減免等の率（以下「減免率」という。）については、あくまでも上限であり、使用者の収支等を検証し適正な率とすること。
- ④ 本取扱いにより難しい場合は、資産経営部長（所管：管財課）と協議すること。
- ⑤ 法令等で減免の規定があるものについては、それに従うこと。

1 行政財産使用料の減免について

行政財産使用料については千葉市行政財産使用料条例第4条の規定に該当する場合、減額又は免除することができる。

千葉市行政財産使用料条例第4条及び同条に基づく千葉市公有財産規則第22条の3の規定は以下のとおりであり、減免ができるのは5つの場合である。それぞれの使用者、用途、減免率は次ページ以降のとおりとする。

千葉市行政財産使用料条例

(使用料の減額又は免除)

第4条 使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合その他規則で定める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

千葉市公有財産規則

(使用料の減免)

第22条の3 千葉市行政財産使用料条例(昭和39年千葉市条例第33号)第4条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店、理髪所等の厚生施設を設ける場合
- (2) 公の学術調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間利用する場合
- (3) 災害その他の緊急事態発生により、当該行政財産を応急施設としてきわめて短期間使用する場合
- (4) その他市長が公益上特に必要と認めた場合

(1) 使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合（千葉市行政財産使用料条例第 4 条）

① 減免率

使用者	用途	減免率（上限）	
		市民福祉の増進に著しく寄与	その他
・ 国 ・ 地方公共団体 ・ その他公共団体（※ 1）	・ 公用（※ 3） ・ 公共用（※ 4） ・ 公益事業の用（※ 5）	▲ 1 0 0 %	
・ 公共的団体（※ 2）		▲ 1 0 0 %	▲ 5 0 %

※ 1 その他公共団体

- ア 公共組合（土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、商工組合等）
- イ 営造物法人（公団、公庫、事業団等）
- ウ 独立行政法人（国立大学法人を含む）

※ 2 公共的団体

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。（行政実例 昭和 24 年 1 月 13 日・昭和 34 年 12 月 16 日）

※ 3 公用

事務所等のために直接使用する場合

※ 4 公共用

住民の一般的共同使用のために供する場合（例：保育所、公園敷地、公民館等）

※ 5 公益事業の用

労働関係調整法（昭和 21 年 9 月 27 法律第 25 号）第 8 条第 1 項及び第 2 項に掲げる公益事業、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 2 条第 4 号及び別表に掲げる公益目的事業の用に供する場合等

【参考】労働関係調整法

第八条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

- 一 運輸事業
 - 二 郵便、信書便又は電気通信の事業
 - 三 水道、電気又はガスの供給の事業
 - 四 医療又は公衆衛生の事業
- 2 内閣総理大臣は、前項の事業の外、国会の承認を経て、業務の停廃が国民経済を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力

を目的とする事業

十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業

十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業

二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

② 留意点

千葉市公有財産規則第19条第1号に、使用許可の基準として「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」と規定されていることから、千葉市行政財産使用料条例第4条の当該部分を適用して使用料を減免する場合には、使用者が「国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体」であって、かつ、これらの団体において「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」でなければならない。

なお、国への使用料については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第24条の趣旨を鑑みて、原則として有償とすべきであることから、減免の適用には慎重に判断すること。

(2) 当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店、理髪所等の厚生施設を設ける場合（千葉市公有財産規則第22条の3第1号）

① 減免率

使用者	用途	減免率（上限）	
		施設等の性格により、職員以外の利用がほとんど見込まれない場合	その他
問わない	条文のとおり	▲ 1 0 0 %	▲ 5 0 %

② 留意点

上記の減免率は、食堂、売店等について目的外使用許可を行う場合のものであるが、食堂、売店等については原則貸付を行い、財政収入の確保や市民サービスの向上に努めること。また、既に目的外使用許可している事案についても、新たに貸付への切替えを推進すること。

なお、目的外使用許可により行う場合には、場所、時間、利用者及び販売価格等を検証し、減免の可否を決定するものとする。減免率については、使用者の収支等を検証し、必要最小限の減免率を適用するよう努めること。

(3) 公の学術調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間利用する場合（千葉市公有財産規則第22条の3第2号）

① 減免率

使用者	用途	減免率（上限）	
		当該事業を無料で実施する場合（教材費等の実費負担分を除く）	
		市と共催する場合	その他
問わない	条文のとおり	▲ 100%	▲ 50%

② 留意点

ア 当該事業を有料で実施する場合（教材費等の実費負担分を除く）は、減免を認めない。

イ この場合の「短期間」とは、1年未満とする。

(4) 災害その他の緊急事態発生により、当該行政財産を応急施設としてきわめて短期間使用する場合（千葉市公有財産規則第22条の3第3号）

① 減免率

使用者	用途	減免率
問わない	条文のとおり	災害等の程度に応じた率

② 留意点

ア 減免率については、災害等の程度及び使用者の実情等の検証を行い、その都度決定すること。

イ この場合の「きわめて短期間」とは3 か月とする。なお、別に規定があるものについては、それに従うこと。

(5) その他市長が公益上特に必要と認めた場合（千葉市公有財産規則第22条の3第4号）

① 減免率

使用者	用途	減免率（上限）
問わない	・営利を目的とせず、市民福祉の増進に著しく寄与すると認められる事業の用 ・市に寄付する建物等を築造するため市有地を使用させるとき	▲50%（※6）
	地震，火災，水害等の災害により，使用許可を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき	災害等の程度に応じた率

※6 実質的に市の依頼に応じている場合 ▲100%

② 留意点

ア この規定は、前記（1）～（4）の規定に該当しないことを前提とする。

イ 「市長が公益上特に必要と認めた場合」と規定されていることから、この適用に当たっては、原則営利を目的とせず、かつ、市民福祉の増進に著しく寄与すると認められる事業の用でなければならない。（「地震，火災，水害等の災害により，使用許可を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき」は除く）。

なお、主として収益事業を行っている使用者については、使用料を免除にしなくても当該用途の目的を達成できると考えられるため、減免率の適用の上限を50%とする（ただし、実質的に市の依頼に応じている場合は100%とする）。

ウ 「地震，火災，水害等の災害により，使用許可を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき」の減免率については、災害等の程度及び使用者の実情等の検証を行い、その都度決定すること。

2 普通財産の減額等について

普通財産貸付料については財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定に該当する場合、無償又は減額することができる。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定は以下のとおりであり、減額等ができるのは3つの場合である。それぞれの使用者、用途、減免率は次のとおりとする。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき、その他市長が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

2 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるときは、その貸付料を減免することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき(財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項)

① 減免率

使用者	用途	減免率(上限)	
		市民福祉の増進に著しく寄与	その他
・地方公共団体 ・その他公共団体(※1)	・公用(※3) ・公共用(※4)	▲100%	
・公共的団体(※2)	・公益事業の用(※5)	▲100%	▲50%

※1～5 3ページ参照

② 留意点

この規定を適用して減額等をするためには、使用者が「地方公共団体その

他公共団体又は公共的団体」であつて、かつ、これらの団体において「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」でなければならない。

なお、使用者が国の場合は、この規定を適用することができないので留意すること。

(2) その他市長が公益上特に必要があると認めるとき（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項）

① 減免率

使用者	用途	減免率 (上限)
国	・ 公用（※3） ・ 公共用（※4） ・ 公益事業の用（※5）	▲ 100%
問わない	営利を目的とせず、市民福祉の増進に著しく寄与すると認められる事業の用 市に寄付する建物等を築造するため市有地を使用させるとき	▲ 50%（※7）

※3～5 3ページ参照

※7 実質的に市の依頼に応じている場合 ▲ 100%

② 留意点

ア この規定は、前記（1）及び後記（3）の規定に該当しないことを前提とする。

イ 「市長が公益上特に必要があると認めるとき」と規定されていることから、これを適用して減額等ができるのは、次のいずれかに該当するときとする。

（ア）使用者が国であって、かつ、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

なお、国への貸付料については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第24条の趣旨を鑑みて、原則として有償とすべきであることから、減額等の適用は慎重に判断すること。

（イ）原則営利を目的とせず、かつ、市民福祉の増進に著しく寄与すると認められる事業の用。

なお、主として収益事業を行っている使用者については、無償貸付にしろなくても当該用途の目的を達成できると考えられるため、減免率の適用の上限を50%とする（ただし、実質的に市の依頼に応じている場合は100%とする）。

(3) 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第2項）

① 減免率

使用者	用途	減免率（上限）
問わない	条文のとおり	災害等の程度に応じた率

② 留意点

減額等率については、災害等の程度及び使用者の実情等の検証を行い、その都度決定すること。